

平成21年3月16日

告示第55号

改正 平成25年3月13日告示第38号

平成28年3月31日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)の福祉の増進を図るため、当該要支援者に係る成年後見制度の利用に対する支援(以下「支援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次の各号に掲げる審判の請求(以下「審判の請求」という。)並びに審判の請求に要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬に係る費用の助成とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(審判の請求)

第3条 市長は、配偶者若しくは2親等内の親族がない要支援者又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある等の要支援者であって、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、本人の保護のために支援を行うことが特に必要であると認めた者(以下「対象者」という。)の審判の請求を行うものとする。ただし、当該要支援者の3親等又は4親等の親族であって、審判請求をする者の存在が明らかである場合は、市長

は審判の請求を行わないものとする。

- (1) 当該要支援者の事理を弁識する能力
- (2) 当該要支援者の生活状況及び健康状況
- (3) 当該要支援者の親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 当該要支援者に対する他の施策の活用による効果  
(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、家事審判法(昭和22年法律第152号)第7条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、審判の請求に係る費用を負担するものとする。

(審理請求の費用負担)

第5条 市長は、前条の規定により市長が負担した費用に関し、本人又は関係人が当該費用を負担すべき特別の事情があると判断したときは、負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対し行い、本人又は関係人に求償するものとする。

2 市長は、審判の結果成年後見人等が選任されなかったとき、又は成年後見人等が選任された場合であって、当該審判の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の費用を助成するものとする。

- (1) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者である者
- (2) 審判請求に要する費用を対象者が負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者
- (3) 審判の請求に要する費用を市が負担することが必要であると市長が認める者

3 市長は、対象者が前項各号のいずれにも該当しない場合であって、審判により成年後見人等が選任されたときは、審判請求費用を当該選任された成年後見人等に請求するものとする。

(成年後見人等に係る報酬の助成)

第6条 市長は、対象者の審判の請求により成年後見人等が選任された場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

- (1) 前条第2項第1号に該当する者
  - (2) 当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を対象者負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者
  - (3) その他当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者
- (助成の手続)

第7条 助成を受けようとする成年被後見人等は、南丹市成年後見人等報酬助成申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成が適切と認められたときは、南丹市成年後見人等報酬助成決定通知書(様式第2号)により、助成を適切でないとしたときは、南丹市成年後見人等報酬助成却下通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成の決定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、南丹市成年後見人等報酬助成金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(成年後見人等の報告義務)

第9条 助成金の交付を受けている者の成年後見人等は、当該成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第10条 市長は、成年被後見人等に対する成年後見等の終了を家庭裁判所が決定したとき、当該成年被後見人等の資産状況若しくは生活変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき若しくは著しく変化したと認めるときは、助成を中止し、又は助成金の額を増減することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日告示第38号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第59号)

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の市有地等処分の媒介に関する実施要領、第2条の規定による改正前の市有地等販売促進事業実施要領、第3条の規定による改正前の南丹市犯罪被害者等見舞金支給要綱、第4条の規定による改正前の南丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第5条の規定による改正前の南丹市一時保育実施要綱、第6条の規定による改正前の南丹市子育て短期支援事業実施要綱、第7条の規定による改正前の南丹市不妊治療等給付事業実施要綱、第8条の規定による改正前の南丹市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱、第9条の規定による改正前の南丹市障害者更生訓練費給付事業実施要綱、第10条の規定による改正前の南丹市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱、第11条の規定による改正前の南丹市子ども発達・療育支援輸送事業実施要綱、第12条の規定による改正前の南丹市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱、第13条の規定による改正前の南丹市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱、第14条の規定による改正前の南丹市福祉タクシー事業実施要綱、第15条の規定による改正前の南丹市障害福祉サービス事業所等通所交通費補助金交付要綱、第16条の規定による改正前の南丹市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱、第17条の規定による改正前の南丹市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱、第18条の規定による改正前の南丹市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱、第19条の規定による改正前の南丹市未熟児養育医療給付要綱、第20条の規定による改正前の南丹市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領、第21条の規定による改正前の南丹市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱、第22条の規定による改正前の南丹市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱、第23条の規定による改正前の南丹市専用水道事務取扱

要綱、第24条の規定による改正前の南丹市下水道排水設備指定工事業者等処分要綱に関する処分基準及び第25条の規定による改正前の南丹市水洗化促進事務取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

南丹市長 様

申請者 住所

氏名 ㊦

(成年後見人等) 住所

氏名 ㊦

南丹市成年後見人等報酬助成申請書

成年後見人等の報酬に係る費用について助成を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 成年後見人等報酬額 月額 円

2 報酬支払開始年月 年 月

(備考)

次の書類を添付してください。

- (1) 報酬付与の審判書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し
- (3) その他必要な書類

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

南丹市長



南丹市成年後見人等報酬助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等の報酬助成につきましては、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成内容

- (1) 成年被後見人等氏名
- (2) 助成開始年月 年 月
- (3) 助成金額 月額 円

(注) 決定された助成金については、南丹市後見人等報酬助成金請求書により請求してください。

教示

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南丹市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は南丹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

南丹市長



南丹市成年後見人等報酬助成却下通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等の報酬助成につきましては、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

理由

教示

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南丹市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は南丹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

南丹市長 様

申請者 住所

氏名 ㊦

(成年後見人等) 住所

氏名 ㊦

南丹市成年後見人等報酬助成金請求書

成年後見人等の報酬に係る助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

( 年 月分から 年 月分まで)

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)